

一、労働者側

(1) 労働者側ニ於テハ組合本部ヨリ皆川利吉吉村慶明等手
議団体本部ニ未援シテ書致並ニ交渉致シ依リ有利解決
セシムヘク夫ニ対策ヲ限議シ事業主自定及事業主惣谷好衛
、経営セル工場内ニビラ其他ノ印刷物ヲ撒貼布セリ

(2) 守蔵岡負葛生重五郎ハ八月二十一日無断ニテ自己京組船
ヲ使用シ存在シ大島山系藤西己方ヨリオシクリト肩
撤シタルカ事業主、惣谷好衛強硬ニシテ告訴ノ意思
知シ組合幹部新井兵太郎ト共ニ事業主ヲ訪ヒテ告訴使
用ノ所為ニ干シ陳謝スル処アリタリ

二、事業主側

(1) 葛生重五郎、無断解雇使用ニ対シ憤慨シ告訴ノ意嚮
リタルニ組合幹部並ニ葛生、陳謝ニ依リ不問ニ附セリ

(2) 事業主側ニ於テハ福夫、窮共、村シテハ同情シ居ルニ傍
者側、惣谷ハ概殺的ニシテ故意ノ徳ムルモノナシトシ概
然候ナル惣谷及ラ示シ居ル

三、交渉状況

(1) 日 時 九月七日自午前十時四十分至午後〇時二十分

場所 辛野屋西槽店

出席者

事業主側 惣谷好衛 外一名
労働者側 組合代表 皆川利吉 他二名

福夫代表 竹内若五郎 他一名

等ニシテ事業主惣谷ヨリ今回要求書提出以來、経過ヲ速
更ニ二十七号福夫葛生重五郎、不法行為ニ対シテモ之ヲ諮
、更ニ前四、守蔵、孝和セル竹内外二名ハ高時既ニ解雇スヘ
キ筈、処ナリシカ特ニ竇火ナル処置ヲ為シタルモノナリ惣ルニ

...